

令和 6 年 7 月 22 日付及び令和 7 年 7 月 22 日付地方税法施行規則様式改正
への対応について

【令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告分】
(法人事業税・特別法人事業税・法人住民税)

令和 6 年度税制改正及び令和 7 年度税制改正に基づき、令和 6 年 7 月 22 日及び令和 7 年 7 月 22 日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、[総務省のホームページ](#)に掲載されています。

今回の改正を受け、東京都では現在、様式の改定を行っています。令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税の申告については、改正後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として旧様式により申告いただいて差し支えありません。

ただし下記に該当し、旧様式による申告が困難な場合は地方税法施行規則様式（上記総務省ホームページに掲載されているものと同じものです。）を使用して申告してください。

1 100%子法人等への対応により外形標準課税の対象となった法人が申告を行う場合

(外形標準課税の対象見直しについては[こちら](#)をご覧ください。)

- ・ 第 6 号様式
- ・ 第 6 号様式 (その 2)
- ・ 第 6 号様式 (その 3)
- ・ 第 6 号の 3 様式
- ・ 第 6 号の 3 様式 (その 2)
- ・ 第 6 号の 3 様式 (その 3)
- ・ 第 6 号様式別表 4 の 4 (当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人等に関する明細書)

2 上記 1 に該当する法人が負担軽減措置控除の適用を受ける場合

- ・ 第 6 号様式別表 5 の 7 (令和 6 年改正法附則第 8 条第 2 項の控除額に関する計算書)

3 上記 2 に該当する法人のうち、小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人

- ・ 第 6 号様式別表 5 の 8
(比較法人事業税額を計算する場合の欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書)

4 控除対象所得税額等相当額の控除又は外国税額控除を行う場合

- ・ 第 7 号様式
- ・ 第 7 号の 2 様式
- ・ 第 7 号の 2 様式別表 1

受付印 令和 年 月 日 法人番号 代表者氏名 所在地 法人名 法人区分

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の道庁民税の申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得金額総額, 付加価値額, 資本金等の額, 収入金額, 所得割, 資本割, 収入割.

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 特別法人事業税額, 合計特別法人事業税額, 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額.

Table with columns: 所得金額の計算の内訳, 法人税の所得金額, 還付請求中間納付額. Rows include: 損金の額に算入した所得税額, 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額, 法人税の明細書(別表4)の(34), 法人税の明細書(別表4)の(52).

署 関与税理士 名 (電話)

Header information including date (令和 年 月 日), company name (法人番号), and address (所在地). Includes a stamp area for '受付印'.

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Main table with columns for '摘要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), and '税額' (Tax Amount). Rows include '所得割' (Income Tax), '付加価値割' (Value-added Tax), '資本割' (Capital Tax), and '収入割' (Income Tax). Includes a '特別法人事業税' (Special Corporate Business Tax) section at the bottom.

署名 (Signature)

電話 (Phone Number)

(事業税)

(特別法人事業税)

受付印		令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎となる修正決定による	申告年月日
所在地		代表者氏名	事業種目	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
法人名		法人区分	イに掲げる法人	資本金の額	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額

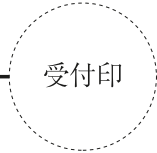
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の道庁民税の特別法人事業税の申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				
所得金額総額	②⑧			① (用途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額	②⑨	0.00	0.00	② 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額	③⑩	0.00	0.00	③ 還付法人税額等の控除額
年800万円を超える金額	③⑪	0.00	0.00	④ 退職年金等積立金に係る法人税額
計	③⑫	0.00	0.00	⑤ 課税標準となる法人税額 ①+②-③+④
軽減税率不適用法人の金額	③⑬	0.00	0.00	⑥ 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額
付加価値額	③⑭	0.00	0.00	⑦ 法人税割額 (⑤又は⑥×100)
付加価値総額	③⑮			⑧ 道府県民税の特定寄附金税額控除額
付加価値額	③⑯	0.00	0.00	⑨ 税額控除超過額相当額の加算額
資本金等の額	③⑰			⑩ 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
資本金等の額	③⑱	0.00	0.00	⑪ 外国の法人税等の額の控除額
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額総額	③⑲			⑫ 仮装経理に基づく法人税割額の控除額
収入金額	③⑳	0.00	0.00	⑬ 差引法人税割額 (⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫)
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額総額	④①			⑭ 既に納付の確定した当期分の法人税割額
所得金額	④②	0.00	0.00	⑮ 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
付加価値額	④③			⑯ この申告により納付すべき法人税割額 (⑬-⑭-⑮)
付加価値額	④④	0.00	0.00	⑰ 算定期間において事務所等を有していた月数
資本金等の額	④⑤			⑱ 既に納付の確定した当期分の均等割額
資本金等の額	④⑥	0.00	0.00	⑲ この申告により納付すべき均等割額 (⑬-⑱)
収入金額	④⑦			⑳ この申告により納付すべき道府県民税額 (⑬+⑲)
収入金額	④⑧	0.00	0.00	㉑ この申告により納付すべき見込納付額
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
付加価値額	④⑨			㉒ 差引 (⑲-⑳)
付加価値額	④⑩	0.00	0.00	㉓ 特別区分の課税標準額
資本金等の額	④⑪			㉔ 東場合の申告計算
資本金等の額	④⑫	0.00	0.00	㉕ 同上に対する税額 (④⑩×100)
収入金額	④⑬			㉖ 市町村分の課税標準額
収入金額	④⑭	0.00	0.00	㉗ 同上に対する税額 (④⑫×100)
法人税の期末現在の資本等の額				
収入金額	④⑮			法人税の当期の確定税額
収入金額	④⑯	0.00	0.00	決算確定の日
合計事業税額 (④⑮又は④⑯+④⑰+④⑱+④⑲+④⑳)				
事業税の特定寄附金税額控除額	④⑳	0.00	0.00	解散の日
差引事業税額 (④⑱-④⑳-④㉑)	④㉑	0.00	0.00	残余財産の最後の分配又は引渡の日
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	④㉒			申告期限の延長の処分(承認)の有無
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	④㉓			法人税の申告書の種類
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	④㉔			青色・その他
還付請求中間納付額	④㉕			この申告が中間申告の場合の計算期間
資本金の額(外貨)	④㉖			翌期の中間申告の要否
資本剰余金の額(外貨)	④㉗			要・否
資本剰余金の額(外貨)	④㉘			国外関連者の有無
前事業年度の法人区分	④㉙			有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	④㉚			銀行 支店
還付を受けようとする口座番号(普通・当座)	④㉛			イに掲げる法人

署名 関与税理士

(電話)

		事業年度	・	・	法人名												
(事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	78	兆	十億	百万	千	円	00				
	所得割	65	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	66	兆	十億	百万	千	円	00	
	資本割	67					00	収入割	68					00			
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	80					00					
	(61の内訳)	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					同上に対する特別法人事業税額	81					00				
		所得割	69	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	70	兆	十億	百万	千	円	00
		資本割	71					00	収入割	72					00		
		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	82					00				
							同上に対する特別法人事業税額	83					00				
							法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	84					00				
						同上に対する特別法人事業税額	85					00					
						合計特別法人事業税額	86					00					
						(79+81)+83+85											
	61のうち見込納付額					76					77						
						差引	61-76					77					
							差引特別法人事業税額	88					00				
							66-87					00					
							既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	89					00				
							租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	90									
							この申告により納付すべき特別法人事業税額	91					00				
							88-89-90										
							91のうち見込納付額	92									
							差引	91-92					93				



送付事項	令和 年 月 日	確認	整理番号	事務所	区	管理番号	申告区分
------	----------	----	------	-----	---	------	------

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

業 殿

所在地 (本県が支店等の場合は本番(所在地と併記))	事業種目
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額
代表者名	
氏名	
氏名	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の特別法人事業税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (⑫の金額)	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑭						00
付加価値割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑮						00
資本割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑯						00
収入割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑰						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑳)	㉑						00
特別法人事業税額 (㉑× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉒						00
予定申告税額 (⑰+⑱+㉒+㉓+㉔)	㉕						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉖						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉗						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 ㉘	兆	十億	百万	千	円	
	所得金額 ㉙						
付加価値割	付加価値額総額 ㉚						
	付加価値額 ㉛						
資本割	資本金等の額総額 ㉜						
	資本金等の額 ㉝						
収入割	収入金額総額 ㉞						
	収入金額 ㉟						
合計事業税額 ㉟+㊱+㊲+㊳						㊴	
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額						㊵	
事業税の特定寄附金税額控除額						㊶	
仮装経理に基づく事業税額の控除額						㊷	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						㊸	
納付すべき事業税額 ㊴-㊵-㊶-㊷-㊸						㊹	
⑫の内訳	所得割 ㊺	兆	十億	百万	千	円	
	資本割 ㊻						
	収入割 ㊼						
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額	㊽	兆	十億	百万	千	円	00
収入割に係る特別法人事業税額	㊾						00
合計特別法人事業税額 (㊽+㊾)						㊿	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額						㋀	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額						㋁	
納付すべき特別法人事業税額 ㊿-㋀-㋁						㋂	
備考							

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙十八]

(事業税)

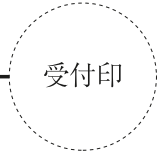
(特別法人事業税)

この申告の期間

前事業年度の期間

通算親法人の事業年度の期間

関与税理士
署名 (電話)



令和 年 月 日

殿

送付事項	令和 年 月 日	確認	整理番号	事務所	区	管理番号	申告区分
------	----------	----	------	-----	---	------	------

法人番号	申告年月日
	年 月 日

所在地 (本県が支店等の場合は本県(所在地と併記) (ふりがな)	(電話)		事業種目				
法人名 (ふりがな)			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千円
代表者氏名 (ふりがな)	氏名	氏名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額				
	氏名	氏名	前期末現在の 資本金等の額				

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の **道府県民税の予定申告書** ※

事業税				道府県民税						
前事業年度の事業税額 (55の金額)	⑧	兆	十億	百万	千円	円	00			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度の法人税割額 (33の金額)	①		00			
所得割額 (56 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑨	兆	十億	百万	千円	円	00			
付加価値割額 (57 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑩						00			
資本割額 (58 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑪						00			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00			
収入割額 (59 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑫	兆	十億	百万	千円	円	00			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)	④		00			
所得割額 (60 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑬	兆	十億	百万	千円	円	00			
付加価値割額 (61 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑭						00			
資本割額 (62 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑮						00			
収入割額 (63 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑯						00			
特別法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (70の金額)	⑰					00			
	特別法人事業税額 (17 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑱					00			
予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲						00			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						00			
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (19-20)	㉑						00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒									
備考										
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数		⑤	兆		十億	百万	千円	円	00
均等割額	円 × $\frac{⑤}{12}$		⑥				00			
この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)	⑦						00			
この申告の期間	: :									
前事業年度の期間	: :									
通算親法人の事業年度の期間	: :									
関与税理士署名	(電話)									

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二十二]

事業年度 . . . 法人名

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度の法人税割額の明細								
摘要	課税標準	税率 (%)	税額	(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額	円							
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				23	兆	十億	百万					
所得割	所得金額総額 34	兆	十億	百万	千	円	法人税割額 24					
	所得金額 35	兆	十億	百万	千	円	道府県民税の特定寄附金税額控除額 25					
付加価値割	付加価値額総額 36	兆	十億	百万	千	円	税額控除超過額相当額の加算額 26					
	付加価値額 37	兆	十億	百万	千	円	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 27					
資本割	資本金等の額総額 38	兆	十億	百万	千	円	外国の法人税等の額の控除額 28					
	資本金等の額 39	兆	十億	百万	千	円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 29					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 30								
収入割	収入金額総額 40	兆	十億	百万	千	円	納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30 31					
	収入金額 41	兆	十億	百万	千	円	①のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 32					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				差引法人税割額 31-32-33 33								
所得割	所得金額総額 42	兆	十億	百万	千	円						
	所得金額 43	兆	十億	百万	千	円						
付加価値割	付加価値額総額 44	兆	十億	百万	千	円						
	付加価値額 45	兆	十億	百万	千	円						
資本割	資本金等の額総額 46	兆	十億	百万	千	円						
	資本金等の額 47	兆	十億	百万	千	円						
収入割	収入金額総額 48	兆	十億	百万	千	円						
	収入金額 49	兆	十億	百万	千	円						
合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49		50										
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額		51										
事業税の特定寄附金税額控除額		52										
仮装経理に基づく事業税額の控除額		53										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		54										
納付すべき事業税額 50-51-52-53-54		55										
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業												
所得割 56	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 57		兆	十億	百万	千	円
	資本割 58		収入割 59									
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業												
所得割 60	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 61	兆	十億	百万	千	円	
	資本割 62		収入割 63									
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 64				兆	十億	百万	千	円	00			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 65								00				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 66								00				
合計特別法人事業税額 (64+65+66)		67										
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		68										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		69										
納付すべき特別法人事業税額 67-68-69		70										

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の一関係)



令和 年 月 日

殿

※処理事項	令和 年 月 日	確認	整理番号	事務所	区	管理番号	申告区分
-------	----------	----	------	-----	---	------	------

所在地 (本県が支店等の場合は本番所在地と併記)	(電話)		事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)			前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	(ふりがな)	代表者氏名	前期末現在の 資本金等の額					
		経理責任者氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (64)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度の法人税割額 (36)の金額	①		00
所得割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
収入割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				この申告により納付すべき法人税割額 (2) - (3)	④		00
所得割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)	⑦		00
付加価値割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
収入割額 (75) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲						00
特種事業法人税				均等割額	⑤		月
前事業年度の特別法人事業税額 (87)の金額	⑳			算定期間中において事務所等を有していた月数			
特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑			円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億
予定申告税額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑)	㉒					百万	千
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓					円	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (㉒ - ㉓)	㉔						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕			この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)	⑦		00
				この申告の期間		:	:
				前事業年度の期間		:	:
				通算親法人の事業年度の期間		:	:
				備考			
				関与税理士名			
				(電話)			

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二十四]

事業年度 . . . 法人名

前事業年度の事業税額の明細				前事業年度の法人税割額の明細							
摘要	課税標準	税率 (%)	税額	(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額							
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				26							
所得割	所得金額総額 ⑳			法人税割額	27						
	所得金額 ㉑			道府県民税の特定寄附金税額控除額	28						
付加価値割	付加価値額総額 ㉒			税額控除超過額相当額の加算額	29						
	付加価値額 ㉓			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	30						
資本割	資本金等の額総額 ㉔			外国の法人税等の額の控除額	31						
	資本金等の額 ㉕			仮装経理に基づく法人税割額の控除額	32						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	33						
収入割	収入金額総額 ㉖			納付すべき法人税割額 ㉗-㉘+㉙-㉚-㉛-㉜-㉝	34						
	収入金額 ㉗			㉜のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	35						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				差引法人税割額 ㉞-㉟-㊱	36						
所得割	所得金額総額 ㉘			前事業年度の特別法人事業税額の明細							
	所得金額 ㉙			法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	76		00				
付加価値割	付加価値額総額 ㉚			同上に対する特別法人事業税額 (76× / 100)	77						
	付加価値額 ㉛			法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	78		00				
資本割	資本金等の額総額 ㉜			同上に対する特別法人事業税額 (78× / 100)	79						
	資本金等の額 ㉝			法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	80		00				
収入割	収入金額総額 ㉞			同上に対する特別法人事業税額 (80× / 100)	81						
	収入金額 ㉟			法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	82		00				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				同上に対する特別法人事業税額 (82× / 100)	83						
付加価値割	付加価値額総額 ㊱			合計特別法人事業税額 (77+79+81+83)	84						
	付加価値額 ㊲			仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	85						
資本割	資本金等の額総額 ㊳			租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	86						
	資本金等の額 ㊴			納付すべき特別法人事業税額 84-85-86	87						
収入割	収入金額総額 ㊵			<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>							
	収入金額 ㊶										
合計事業税額 ㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿+㊿								59			
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額								60			
事業税の特定寄附金税額控除額								61			
仮装経理に基づく事業税額の控除額								62			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額								63			
納付すべき事業税額 59-60-61-62-63								64			
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業											
所得割	所得金額 ㊿							付加価値割	㊿		
資本割	資本金等の額 ㊿			収入割	㊿						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
所得割	所得金額 ㊿			付加価値割	㊿						
資本割	資本金等の額 ㊿			収入割	㊿						
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業											
				付加価値割	㊿						
資本割	資本金等の額 ㊿			収入割	㊿						

第六号の三様式(その3) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人等に関する明細書

第六号様式別表四の四（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

法人名	法人番号			
	事年	業度	令和 令和	年 月 日から 年 月 日まで

1. 当該法人の株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する他の法人の明細

一連 番号	法人の名称	所在地	法人番号	資本金の額又は 出資金の額	資本金の額及び資本 剰余金の額の合算額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円

2. 1のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算

一連 番号	法人名	配当等の日	配当等の額
		令和 年 月 日 ①	兆 十億 百万 千 円
		令和 年 月 日 ②	
		法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の加算額 ①+② ③	
		期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 第6号様式の「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」 ④	
		加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 ③+④ ⑤	

3. 認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細

認定特別事業再編事業者		取得等の日		取得等の日以後 五年を経過する日	
一連 番号	法人名	令和	年 月 日	令和	年 月 日
		令和	年 月 日	令和	年 月 日

第6号様式別表4の4記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。))並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この記載要領において同じ。))に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))以外の法人のうち法附則第8条の3の4第1項の規定による読替え前の法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。))を記載すること。
- 3 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日(当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日)における金額を記載すること。なお、当該他の法人が外国法人である場合には、「所在地」の欄にその所在地国を併記し、「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄の下欄にそれぞれ資本金の額又は出資金の額並びに資本金の額及び資本剰余金の額の合算額について外国通貨により表示した場合の金額を記載すること。
- 4 「法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度」の欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度(当該最後に終了した当該他の法人の事業年度がない場合には、当該他の法人の設立後最初の事業年度)を記載すること。
- 5 「1のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算」の各欄は、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に規定する場合において、当該法人が同号ロ(1)に規定する剰余金の配当又は出資の払戻しをした場合に記載すること。
- 6 「認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細」の各欄は、当該法人が法附則第8条の3の4第1項の規定により法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の規定を読み替えて適用する場合に記載すること。
- 7 法附則第8条の3の4第1項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人にあつては、対象法人又は五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として政令附則第6条第1項に規定する書類を添付すること。

令和6年改正法附則第8条第2項の
控除額に関する計算書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙十二の二」

1. 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る計算

摘要	課税標準額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比較法人事業税額	
		税率	税額（イ）	税率	税額（ロ）
所得金額総額 第6号様式②、第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	①				
年400万円以下の金額	②	000			00
年400万円を超え年800万円以下の金額	③	000			00
年800万円を超える金額	④	000			00
計 ②+③+④	⑤	000			00
軽減税率不適用法人の金額 第6号様式③、第6号様式(その2)③又は第6号様式(その3)③	⑥	000		00	00
付加価値額総額 第6号様式④、第6号様式(その2)④又は第6号様式(その3)④	⑦				
付加価値額 第6号様式⑤、第6号様式(その2)⑤又は第6号様式(その3)⑤	⑧	000		00	
資本金等の額総額 第6号様式⑥、第6号様式(その2)⑥又は第6号様式(その3)⑥	⑨				
資本金等の額 第6号様式⑦、第6号様式(その2)⑦又は第6号様式(その3)⑦	⑩	000		00	
仮計		(⑥+⑧+⑩)又は⑤若しくは⑥ ⑪		00	00

2. 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る計算

摘要	課税標準額	令和八年度分基準法人事業税額／ 令和九年度分基準法人事業税額		比較法人事業税額	
		税率	税額（イ）	税率	税額（ロ）
所得金額総額 別表5⑧	⑫				
所得金額	⑬	000			00
付加価値額総額 第6号様式(その2)⑭又は第6号様式(その3)⑭	⑮				
付加価値額 第6号様式(その2)⑮又は第6号様式(その3)⑮	⑯	000		00	
資本金等の額総額 第6号様式(その2)⑰又は第6号様式(その3)⑰	⑱				
資本金等の額 第6号様式(その2)⑱又は第6号様式(その3)⑱	⑲	000		00	
収入金額総額 第6号様式(その2)⑳又は第6号様式(その3)⑳	㉑				
収入金額 第6号様式(その2)㉑又は第6号様式(その3)㉑	㉒	000		00	00
仮計		(⑱+⑲+㉒)又は(⑳+㉒) ㉓		00	00

3. 控除額の計算

差引	(⑪の(イ))-(⑪の(ロ))+⑳の(イ)-(㉑の(ロ))	㉔	00
控除額	(㉔×2/3)又は(㉔×1/3)	㉕	00

第6号様式別表5の7記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。

2 「比較法人事業税額」の「税率」の欄は、それぞれ当該事業年度における法第72条の2第1項第1号ロ又は第3号ロに掲げる法人に適用される所得割及び収入割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割及び収入割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付する場合には、当該税率によること。

3 「控除額⑳」の欄は、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引㉑」の欄の金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額)

(2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引㉑」の欄の金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額)

第6号様式別表5の8記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項に規定する比較法人事業税額を算定するため、欠損金額又は個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。)について次に掲げる規定の適用を受けようとするときに記載し、第6号様式別表5の7に併せて提出すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)第1条の規定による改正前の政令(以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。)第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- 2 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算をして記載すること。
- 3 「控除前所得金額①」の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)(以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により損金に算入する金額を控除した金額を記載すること。
- 4 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度(法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度をいう。)に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。
- 5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 令和8年3月31日以前に開始する事業年度については、直近に提出した法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表9の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされる金額を含めて記載すること。
 - (3) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第4項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。
 - (4) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には、法人税法第57条第5項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。
- 6 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和5年旧措置法」という。)第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける場合における「当期控除額④(当該事業年度の③と(②-当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額)」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「(②-当該事業年度前の④の合計額)」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。
 - (2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに同条第2項に規定する超過控除対象額を含めて記載すること。
- 7 「翌期繰越額⑤」の欄は、法人税法第59条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により計算した金額を記載すること。

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その2)

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無		政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無					
事業年度 ・ ・ ・ ・											
法人名 ・ ・ ・											
控除する金額の計算											
所得税等の額 ①		円		国税の控除額 ③+④+⑤ ⑥		円					
控除対象所得税額等相当額 ②				控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額は上段に、⑥と⑧の合計額を超える額は下段に		⑦ (イ) (ロ)					
法人税の控除額 ③				道府県民税の法人税割額 ②② ⑧							
地方法人税の控除額 ④				市町村民税の法人税割額 ②⑤ ⑨							
防衛特別法人税の控除額 ⑤				控除する金額(⑦(イ)若しくは⑧のうち少ない額又は②③は上段に、⑦(ロ)若しくは⑨のうち少ない額又は②⑥は下段に)		⑩					
各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細											
特別区以外	事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑪	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑫	各都道府県ごとに控除する金額(⑪又は⑫のうち少ない額) ⑬	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑭	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑮	各市町村ごとに控除する金額(⑭又は⑮のうち少ない額) ⑯	
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円	
	小計			⑰					⑱		
	特別区			⑲(⑦(イ)-⑰)					⑳(⑦(ロ)-⑱)		
合計			⑳	㉑	㉒	㉓		㉔	㉕	㉖	

第七号様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙二十四の五]

外国の法人税等の額の控除に関する明細書 (その2)

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

第七号の様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙二十八]

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有・無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細							
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑰-⑱				
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算				・	円	円	円				
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑦) ①	円		・	道民府県税		/				
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額 (別表1の⑱) ②			・	市民町村税						
	計 ①+② ③			・	道民府県税						
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑦又は同表の①+同表の②+同表の③) ④			・	道民府県税		/				
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤			・	市民町村税						
	道府県民税の控除限度額 (別表1の④) ⑥			・	道民府県税						
	市町村民税の控除限度額 (別表1の⑤) ⑦			・	市民町村税						
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳は上段に、㉑は下段に) ⑧	(イ)	(ロ)	・	道民府県税						
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨			・	市民町村税						
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ)	(ロ)	・	道民府県税						
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ)	(ロ)	計	道民府県税							
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ)	(ロ)	(イ)	市民町村税							
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑧) ⑬	(イ)	(ロ)	当期分	道民府県税							
当期分として算定した法人税割額⑯若しくは⑳又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩ ⑭			翌期繰越額計	道民府県税							
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 (⑭若しくは (⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は⑮及び⑯) ⑮				市民町村税							
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細											
事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑰	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑱	各都道府県ごとに控除する外国税額等(⑰又は⑱のうち少ない額) ⑲	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ⑳	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉑	各市町村ごとに控除する外国税額等 (㉑又は㉒のうち少ない額) ㉒	
	特		人	円	円	円	人	円	円	円	
別											
区											
以											
外											
	小	計	/	㉓			/	㉔			
特別区				㉕ ((⑰(イ)+⑱(イ)+⑲(イ))-㉓)				㉖ ((⑰(ロ)+⑱(ロ)+⑲(ロ))-㉓)			
合	計			㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜	
				控除未済繰越額 ㉙-㉚ ㉝				控除未済繰越額 ㉛-㉜ ㉞			

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

法人名

第七号の様式別表一 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙三十]

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	防衛特別法人税の控除限度額 ③		
	道府県民税の控除限度額 ④		
	市町村民税の控除限度額 ⑤		
	計 ①+②+③+④+⑤ ⑥		
当期の控除対象外国税額 ⑦		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑦-⑥	円
国税の控除余裕額 ①-⑦ ⑧		円	
道府県民税の控除余裕額(①+②+③+④-⑦)又は④のうち少ない金額 ⑨			
市町村民税の控除余裕額(⑥-⑦)又は⑤のうち少ない金額 ⑩			
計 ⑧+⑨+⑩ ⑪			

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額			
・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・			円			円			円			円
・												
・												
・												
・												
合 計	⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱		⑲	⑳	

当 期 分	⑧の額	⑲の額	⑧-⑲の額	⑨の額	⑲の額	⑨-⑲の額	⑩の額	⑲の額	⑩-⑲の額	⑫の額	⑭+⑯+⑰の額	⑫-(⑭+⑯+⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国 税	⑬のうち⑫に充てられる額 ⑳	⑭	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	⑲のうち⑧に充てられる額 ㉑	円
	道府県民税	⑮のうち⑫に充てられる額 ㉒	⑯		道府県民税	⑲-㉑のうち⑨に充てられる額 ㉓	
	市町村民税	⑰のうち⑫に充てられる額 ㉓	⑰		市町村民税	⑲-㉑-㉓のうち⑩に充てられる額 ㉔	
					計	㉑+㉓+㉔ ㉕	㉕